

3. 消費税の納税額の経理処理の違い

消費税の決算整理及び納税の仕訳は次の通りです。

<税抜経理方式の場合>

○決算整理仕訳

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
仮受消費税等	不	1,555,500	仮払消費税等	不	1,105,000
			未払消費税等	不	450,000
			雑収入	不	500

○納税の仕訳

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
未払消費税等	不	450,000	普通預金	不	450,000

e酪農経営では、消費税集計表の画面において、「決算」ボタンを押すだけで、上記の決算整理仕訳と納税の仕訳を自動で作成されます。

<税込経理方式の場合>

○決算整理仕訳(仕訳なし)

○納税の仕訳

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
租税公課	不	450,000	普通預金	不	450,000

税込経理方式を適用している場合、上記の仕訳例のように、納付すべき消費税等について、申告書を提出した日の属する事業年度、つまり決算年度の翌年度の損金の額に算入するのが原則です。ただし、決算日において消費税等の額を損金経理により未払金に計上することもできます。

e酪農経営では、一般課税と簡易課税のいずれを選択している場合であっても、それぞれの納税額を計算して「制度別比較表」に表示しますので、簡易課税の有利不利を簡単に判断することができます。

研修だより

役職員合同研修会

6/29 三交口イダルホテル

第六次中期三か年計画達成に向けて

役職員の協働と躍進に期待



第十八回通常総会終了後、役員全員を対象としたコンプレックス研修を開催した。講師は隅屋寒三代表理事専務(写真右)。「第六次中期三か年計画の二年目にあたる第十九年度事業計画の総会承認を受けて、その達成に向けて役職員が協働し、目的と目標の実現に向けて一層の躍進を期待する」と訓示を述べた。

また「昨年度策定した中期計画は、組合員ニーズをもとに役員提案を受けこれを盛り込んだ。社会情勢や経営環境が変化

する中であって、組合が果たすべきものは大きく、組合員からの期待も大きい。組合員の最大の奉仕と県民に対する酪農業への社会的位置づけを高めるため、我々は、組合員、役員、そして職員と共に精神を共有し、中期計画の達成と組合員ニーズに応えるべくマネジメントサイクルPDCAをもって尽力しよう」と意識醸成を促した。



(全員で経営理念を唱和する役職員)



森税理士の 「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・
ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

第50回

消費税の経理処理 ～税込経理方式と税抜経理方式の違い～

消費税増税法案が衆議院を通過しました。消費税の増税が決定したわけではありませんが、消費税増税を前提とした議論が進んでいくと思われます。酪農家の場合、支払うべき消費税が増えることとなります。今のうちから資金管理を徹底し、消費税増税時代に備えましょう。今月は消費税の復習です。

■消費税の経理処理

消費税の経理処理には、税込経理方式と税抜経理方式とがあり、年(事業年度)ごとに自由に選択できます。税込経理方式とは、消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいいます。これに対して、税抜経理方式とは、消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。

1. 税込経理方式のメリット、デメリット

税込経理方式は、取引金額を区分しないで経理するため、記帳が簡単です。手書きの帳簿の場合には、税込経理方式でないと対応できません。これに対して、パソコン簿記の場合には、入力した税込金額を自動で税抜金額と消費税額に区分してくれますので、税込経理方式でなければならないという理由はありません。

税込経理方式では、試算表から消費税の納税額を把握することができないうえ、簡易課税制度を選択したことが有利なのか不利なのかがわからないというデメリットがあります。また、減価償却資産の必要経費算入についても不利になります。

2. 税抜経理方式のメリット、デメリット

税抜経理方式のメリットは、試算表の仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した金額(貸

借差額)により、消費税の納税額の概算額を把握することができます。また、簡易課税制度を選択している場合、決算整理において仮払消費税等及び仮受消費税等の清算することによって、貸借差額と納付税額との差額(清算差額)が生じますが、この清算差額が貸方に「雑収入」として生じた場合には、簡易課税を選択したことが有利だったことを表します。反対に清算差額が借方に「雑損失」として生じた場合には、簡易課税を選択したことが不利だったことを表します。

また、減価償却資産の必要経費算入についても税抜経理方式が有利になります。取得価額が10万円未満の減価償却資産は取得価額全額が業務の用に供した年分の必要経費になります。この規定を適用する場合において、10万円または30万円の金額基準を満たしているかどうかは、税抜経理方式であれば税抜金額により、税込経理方式であれば税込金額により判定します。たとえば、本体価格98,000円(税込金額102,900円)のパソコン(法定耐用年数4年)を購入した場合、税抜経理方式であれば取得価額全額が業務の用に供した年分の必要経費になりますが、税込経理方式では資産計上のうえ減価償却することになります。

さらに、法人が交際費等を支出した場合、交際費等の金額のうち10%は損金の額に算入されませんが、税抜経理方式を選択している場合には、消費税等抜きの際の交際費等の額を基に損金不算入額を計算します。また、交際費等の範囲からは1人当たり5,000円以下の飲食費が除外されますが、この場合の金額基準についても税抜経理方式であれば税抜金額により判定します。このため、法人において交際費や飲食費の支出がある場合、税抜経理方式を選択した方が法人税の納税額が少なくなって有利になります。